

平成29年 6月12日

評議員会式次第

1. 開 会

2. 理事長挨拶

3. 議長選出

4. 議事録署名人確認

5. 議 題

第1号議案 平成29年度事業計画及び収支予算の件（報告）

第2号議案 平成28年度事業経過報告及び収支決算の件

※監査報告

第3号議案 社会福祉充実残額の件

第4号議案 法人役員選任の件

第5号議案 法人役員報酬の件

第6号議案 定款の一部変更の件

6. そ の 他

7. 閉 会

第5号議案

法人役員報酬の件

○法人役員報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・P98

平成29年 6月12日

法人役員報酬について

社会福祉法人博風会
理事長 濱田恭亮

定款第24条に基づき、理事及び監事に対する報酬の総額の範囲並びに報酬等の支給の基準を下記のとおりとする。

記

理事に対する
報酬の総額の範囲 : 各年度の総額が300,000円を超えない範囲

理事に対する
報酬等の支給の基準 : 社会福祉法人 博風会 旅費規程に準ずる

監事に対する
報酬の総額の範囲 : 各年度の総額が100,000円を超えない範囲

監事に対する
報酬等の支給の基準 : 社会福祉法人 博風会 旅費規程に準ずる

以上

社会福祉法人 博風会 旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博風会の理事会及び評議員会、監事会、運営推進会議及び入所検討委員会、評議員選任・解任委員会に出席した者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種 類)

第2条 旅費の種類は車賃、日当等を含めたものを一律に旅費とする。

(金 額)

第3条 旅費の金額は、次のとおりとする。

一日につき

1 理事会及び評議員会	5,000円
2 監事会	5,000円
3 運営推進会議及び入所検討委員会	3,000円
4 評議員選任・解任委員会	5,000円

(準 用)

第4条 この規程に定めていない事項については、施設に定める旅費規程を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取り扱いとする。

(附 則)

この規程は、平成 7年 7月 28日から施行する。

(附 則)

この規程は、一部を改正し平成 15年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この規程は、一部を改正し平成 27年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この規程は、一部を改正し平成 29年 4月 1日から施行する。